

犀川漁業協同組合内共第4号第5種共同漁業遊漁規則(新)

(目 的)

第1条 この規則は、この組合の有する、内共第4号第5種共同漁業に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ、かじか、にじます、やまめ及びいわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納入義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 漁具の規定による申請は、竿釣、たも網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、及び遊漁期間その他必要な事項を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣、たも網による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護組合若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納入しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の欄に掲げる魚種を対象とした遊漁は、イ欄の漁具漁法により、ウ欄の統数又は規模の範囲内でなければならない。

ア. 魚 種	イ. 漁具漁法	ウ. 統数又は規模
こい、ふな、うぐい	竿 釣	1人2本以内
おいかわ、うなぎ	投 網	網目こま12ミリメートル以上 1人1統 乗りうちは禁止する
かじか、にじます	たも 網	網目こま12ミリメートル以上 1人1統
やまめ、いわな		

(遊漁期間)

第4条 次の表の欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア. 魚 種	イ. 期 間
こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ	周 年
かじか	5月16日から翌年の2月末日まで
にじます、やまめ、いわな	2月16日から 9月30日まで

2 前項の公表は、組合の掲示版に掲載してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

ア. 区 域	イ. 期 間
(1) 安曇野市豊科光の犀川発電所堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域 の犀川	周 年
(2) 松本市大字島立荒井の長野県安曇野市勸左衛門堰堤土地区改良区用水取水堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域の奈良井川	周 年
(3) 島川第1発電所上流の須砂砂防ダムから本沢堰堤までの区域の島川	周 年
(4) 松本市大字三才山一ノ瀬上の堰堤から上流の女鳥羽川本流及び支流	周 年
(5) 松本市大字入山辺藤ダム堰堤から上流の薄川本流及び支流	周 年
(6) 東筑摩郡筑北村坂北字海板に設置した探検から中央自動車道長野線小仁瀬橋上流端に至る区域 〔採網禁止区域〕	周 年
(1) 松本市会田山王橋から上流の会田川	周 年
(2) 田川と女鳥羽川合流地点から上流の女鳥羽川本流及び支流	周 年
(3) 松本市筑摩見晴橋から上流の薄川本流及び支流	周 年
(4) 麻績川と東条川の合流地点から上流の麻績川及び東条川の本流及び支流	周 年

(全長制限)

第6条 次の表の欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものは採捕してはならない。

ア. 魚 種	イ. 大 き さ	ア. 魚 種	イ. 大 き さ
こい	全長18センチメートル	おいかわ	全長8センチメートル
ふな	全長10センチメートル	うなぎ	全長30センチメートル
うぐい	全長10センチメートル	にじます、やまめ、いわな	全長15センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第2条第4項の規定により納付する遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、700円を加算した額とする。

(1) 竿釣、たも網による遊漁の場合

魚 種	承認期間	遊 漁 料
こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ	1 日	1,000円
かじか、にじます、やまめ、いわな	1 年	6,300円

(2) 前号の規定にかかわらず竿釣、たも網による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。

区 分	遊 漁 料
小学生以下の者	無 料
中学生及び身体障害者	前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 第1号以外の遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	承認期間	遊 漁 料
こい、ふな、うぐい	投 網	1 年	8,400円
おいかわ、うなぎ			
かじか、にじます			
やまめ、いわな			

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、竿釣、たも網による遊漁のうち、承認期間1日の遊漁料の納付は、当該漁業をする場所において漁業監視員にすることができる。

(1) 安曇野市明科中川手3842-3 犀川漁業協同組合事務所

(2) 前号に掲げる場所のほか、組合が指定し掲示した場所

(遊漁承認証に関する次項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号から第2号までに規定する遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき次項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁業監視員の要求があったときには、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁業監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適當な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する胸章をつけるものとする。

(違反者に対する処置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、その者がすでに納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。

(附 則)

この規則は令和6年1月1日より施行する。

行政府の指導により文言等の変更となる場合がある。

裏

遊漁承認証

下記のとおりに遊漁を承認します。

遊漁者 (住所) _____ No. _____
 (氏名) _____ (年令) _____

承認期間 年 月 日 限

魚種 こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ、かじが、にじます、やまめ、いわな

漁具・漁法 竿釣、たも網

遊漁区域 犀川水系 犀川御曹司橋南台上遊橋から上流下り地点までの本流及び支流
 高瀬川の太町市と北安曇郡松川村の市村界
 乳井川 乳井川の北安曇郡松川村の運行橋橋下下流端
 川水系 梓川の梓橋上流端
 奈良井川水系 奈良井川と親川の合流点 (親川を含まない)
 田金 田川の松本市遊漁地橋並流橋下下流端
 犀川水系 犀川、万水川、薄川、その他の支流

遊漁料 _____ 円

発行年月日 年 月 日 発行

発行者 犀川漁業協同組合 印

注 意 事 項

1. 遊漁者は、遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。
2. 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。
3. 遊漁者は、遊漁承認証の要求があつたときは、遊漁承認証を提示しなければならない。
4. 漁場において発生した事故については一切の責めを負わない。

表

漁場監視員証

下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。

住所 _____ No. _____
 氏名 _____ 年 月 日 年 令

有効期間 自 年 月 日 至 年 月 日

発行者 犀川漁業協同組合 印

注 意 事 項

1. 漁場監視の際は、必ず本証を携帯すること。
2. 組合員証 (腕章) 又は遊漁承認証 (釣券) を所持しない遊漁者を現認したときは、遊漁承認証の購入をさせる。
3. 前項の指示に従わない者は、遊漁を中止させ、その旨を直ちに組合に報告すること。

遊 漁 承 認 証

No. _____

下記のとおりに遊漁を承認します。

記

遊 漁 者	(住所)
	(氏名)
	(年令)

承認期間 自 年 月 日 至 年 月 日

魚 種 こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ、かじが、にじます、やまめ、いわな

漁具・漁法 竿釣、投網

遊漁区域 本組合が管理する区域

遊漁料 _____ 円

発行年月日 年 月 日

注 意 事 項

1. 本遊漁承認証は他人に貸与してはならない。
2. 出漁には必ず本証を着用のこと。
3. 紛失しても再発行、払い戻しはしない。

発行者 犀川漁業協同組合 印

*本遊漁承認証は腕章とする。